

千葉県内定期予防接種相互乗り入れ事業実施要領

第1 目的

市町村長が行う定期予防接種の実施医療機関の範囲を、県内全域とすることにより、定期予防接種対象者の利便性を増し、感染症予防の手段である予防接種率の向上及び健康被害の防止を図ることを目的とする。

第2 対象者

- (1) 居住する市町村以外の市町村にかかりつけ医がいる者
- (2) やむを得ない事情により居住する市町村で予防接種を受けることが困難な者

第3 対象予防接種

対象となる予防接種（ワクチン）は、次のとおりとする。

- (1) A類疾病に対する予防接種
 - ア 百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合（DPT-IPV）予防接種
 - イ 百日せきジフテリア破傷風混合（DPT）予防接種
 - ウ ジフテリア破傷風混合（DT）予防接種
 - エ 不活化ポリオ（IPV）予防接種
 - オ 麻しん風しん混合（MR）予防接種
 - カ 麻しん予防接種
 - キ 風しん予防接種
 - ク 日本脳炎予防接種
 - ケ 結核（BCG）予防接種
 - コ H i b 予防接種
 - サ 小児の肺炎球菌予防接種
 - シ ヒトパピローマウイルス（子宮頸がん）予防接種
 - ス 水痘予防接種
 - セ B型肝炎予防接種
- (2) B類疾病に対する予防接種
 - ア インフルエンザ予防接種
 - イ 高齢者の肺炎球菌感染症予防接種

第4 協力する医師

- 1 千葉県医師会の会員等で本事業に賛同する医師（以下、「接種協力医師」という。）は、予防接種に協力する旨を記載し、本事業に参加する市町村長との契約締結に関する権限を委任する旨の「委任状」別紙1を指定された期間内に千葉県医師会長に提出する。

- 2 接種協力医師は、第3に規定する対象予防接種のうち接種可能な予防接種について実施する。

第5 居住する市町村長の実施する定期予防接種としての取り扱い

接種希望者が、本事業に参加する他の市町村長の実施する定期予防接種期間内に予防接種を受けた場合は、その予防接種は居住する市町村長の実施する定期予防接種となるものとする。

第6 接種の手続き

- 1 接種希望者は、居住する市町村の予防接種担当課に本事業での接種を希望する旨を連絡した上で、接種協力医師の所属する医療機関に接種の申し込みをする。
但し、対象者に、制限を設けない市町村については、事前連絡は不要とし、接種希望者に、その旨を周知する。
- 2 医療機関は、接種希望者からの申し込みがあった時は、居住している市町村を確認した上で予約を受け、接種当日にも、健康保険証等により居住している市町村を確認する。接種協力医師は接種希望者の居住する市町村の予診票により予診を行った後、接種を行うものとする。
- 3 接種協力医師は、接種後母子健康手帳又は接種済証に必要事項を記載して被接種者に交付する

第7 予防接種による健康被害等への対応

- 1 接種協力医師の所属する医療機関の開設者又は接種協力医師は、被接種者に予防接種による副反応（予防接種法施行規則第5条に規定する症状）を診断した場合は、必要な処置などを行うとともに、速やかに独立行政法人医薬品医療機器総合機構へFAX（FAX番号：0120-176-146）にて報告する。
- 2 市町村長は、結核（B C G）予防接種の実施に当たって、事前に保護者に対し、コッホ現象に関する情報提供及び説明資料等を配布し、コッホ現象と思われる反応が出現した場合は、速やかに接種協力医師を受診するよう周知する。
- 3 コッホ現象を診断した接種協力医師は、被接種者の居住する市町村長に報告する。
- 4 予防接種による健康被害の救済措置は、予防接種法第15条により、被接種者の居住する市町村長が対応する。

第8 委託料

- 1 委託料は、市町村長が設定した市町村負担額とし、ワクチン費用、接種手技料、消費税等を含むものとする。
- 2 市町村長は、毎年度「千葉県内定期予防接種相互乗り入れ料金表」別紙2-1を作成し、千葉県医師会長及び千葉県健康福祉部疾病対策課に提出する。

- 3 市町村区域内での予防接種が集団接種の場合、その市町村長は新たに本事業の実施に係る個別接種料金を設定する。
- 4 千葉県健康福祉部疾病対策課は、毎年別紙2-1の写し及び「千葉県内定期予防接種相互乗り入れ料金一覧表（高齢者インフルエンザ）」別紙2-2、「千葉県内定期予防接種相互乗り入れ料金一覧表（高齢者の肺炎球菌感染症）」別紙2-3を作成し、千葉県医師会を経由して各医療機関に配布する。

第9 契 約

- 1 現在行われている市町村長と予防接種に協力する医師（又は、接種に協力する医師の代理人としての地区医師会の長）等との契約が優先され、これとは別に本事業の実施に係る契約を締結する。
- 2 千葉県医師会長は、毎年度、各市町村長との間で本事業に係る契約を取り交わすとともに、本事業に係る接種協力医師・医療機関名簿別紙3を作成し、千葉県並びに各市町村に配付する。

第10 委託料の支払い

- 1 接種協力医師が所属する医療機関の長は、実施月分の請求書別紙4-1、実績報告書別紙4-2及び予診票を添付して、契約書に定める期日までに被接種者の居住する市町村長へ送付する。
- 2 市町村長は正当な請求書を受理した場合は、契約書に定める期日までに支払うものとする。

第11 連絡調整

本事業に関する各市町村及び千葉県医師会との調整等は、千葉県健康福祉部疾病対策課において行う。

（附則）

この要領は平成16年6月1日から施行する。

（附則）

一部改正し平成17年4月1日から施行する。

（附則）

一部改正し平成18年4月1日から施行する。

（附則）

一部改正し平成19年4月1日から施行する。

（附則）

一部改正し平成24年9月1日から施行する。

(附則)

一部改正し平成24年11月1日から施行する。

(附則)

一部改正し平成25年4月1日から施行する。

(附則)

一部改正し平成26年10月1日から施行する。

(附則)

一部改正し平成27年4月1日から施行する。

(附則)

一部改正し平成28年10月1日から施行する。

(附則)

一部改正し平成30年10月1日から施行する。

(附則)

一部改正し令和2年4月1日から施行する。